

令和7年度第1回赤穂市防災会議会議録

令和7年11月19日 開催

令和7年度第1回赤穂市防災会議会議録

- 1 日 時 令和7年11月19日(水) 14時00分から14時30分
- 2 会 場 赤穂市役所2階 204・205会議室
- 3 出席者 委員総数39人のうち、出席32人で過半数に達しており、会議は成立
 - ・委員 32名出席(7名欠席)
 - ・随員 1名
 - ・傍聴者 1名
- 4 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 会長あいさつ
 - (3) 議事
 - ア 赤穂市地域防災計画の改定方針(案)について
現行計画の問題点を抽出・整理し、重点的に見直すべき事項を把握するために設定した以下4つの改定方針についてそれぞれ説明した。
 - (ア) 方針1 上位計画、防災関係法令等の反映
 - (イ) 方針2 令和6年能登半島地震等の新たな災害の教訓や知見による修正
 - (ウ) 方針3 市の災害組織体制等の変更に伴う修正
 - (エ) 方針4 市の防災関連事業・計画、経年変化、関係機関の意見への対応
 - イ 赤穂市地域防災計画(改定素案)について
各改定方針(案)について、改定の内容とその理由について説明した。
 - ウ 計画改定に係るスケジュール(案)について
今回の赤穂市地域防災計画の改定について、本会議までに実施した内容と、今後のスケジュールについて説明した。
 - (4) 閉会

事務局

本日は、大変大忙しい中、本防災会議にご出席を賜りまして、ありがとうございます。

定刻となりましたので、ただ今から、「令和7年度 第1回 赤穂市防災会議」を開会いたします。

なお、本防災会議におきましては、記録のため録音、撮影を行いますので、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

本日のこの会議は公開としており、傍聴される方が1名いらっしゃいますので、報告いたします。

それでは、初めに、赤穂市防災会議 会長の赤穂市長よりご挨拶を申し上げます。

市長

本日は、ご多忙中にもかかわらず、赤穂市防災会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、平素から、皆様方にはそれぞれのお立場で当市の防災行政にご支援・ご協力をいただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

さて、この後「赤穂市地域防災計画」の改定についての議事がありますが、前回の改定から5年が経過し、その間、能登半島地震などの大規模災害が発生し、また、南海トラフ地震の新たな被害想定が発表されるなど、いつ発生するかわからない大災害に備えることが急務となっています。そこで、今年度に入りましてから、国の防災基本計画、兵庫県地域防災計画に沿った修正、各市各所管の意見を反映するなど、修正作業を行ってまいりました。これを踏まえ、本日、皆様方にお示しする地域防災計画の改定案をまとめたところでございます。

本日の会議では、地域防災計画の改定方針等について、事務局より説明がありますので、改定素案をお持ち帰りいただき、委員の皆様におかれまして、防災に関するそれぞれのお立場から、忌憚のないご意見・ご提言など頂戴できれば幸いであると思っております。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

事務局

ありがとうございました。

それでは、会議の開会前に、本日の配布資料の確認をさせていただきます。

す。

最初に会議次第、

次に、本日の出席者名簿、

次に、席次表、

資料1として、赤穂市地域防災計画の改定方針（案）

資料2として、赤穂市地域防災計画（改定素案）

資料3として、赤穂市地域防災計画 修正箇所等 提出様式

次に、計画改定に係るスケジュール（案）

最後に、赤穂市防災会議条例、赤穂市防災会議運営規程、以上となります。

不足している資料など、ございませんでしょうか。ございましたら、挙手をお願いいたします。

また、本来であれば出席者の方々をご紹介させていただくところではございますが、時間の都合上、割愛させていただきます。

本日の出席者名簿をお付けしていますので、ご了承いただきたいと存じます。

それでは、本日の議事に入ります。

議事の進行につきましては、赤穂市防災会議運営規程 第4条に基づき、防災会議の会長である市長が議長となり、議事進行を行うこととなります。

よろしくをお願いいたします。

市長

それでは、私が議長を務めますので、円滑な議事運営にご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

赤穂市防災会議運営規程 第4条の規定に基づき、委員の出席状況について、事務局の報告を求めます。

事務局

委員の出席状況について報告いたします。

委員総数39名のうち、出席32名、と過半数に達しておりますことを報告いたします。

市長

ただいま、事務局の報告のとおり、本日の防災会議は成立していることを宣言いたします。

これより、議事に入ります。

まず初めに、議事（1）赤穂市地域防災計画の改定方針（案）について事務局から説明をお願いします。

事務局

今回、改定を行います「赤穂市地域防災計画」について、ご説明させていただきますが、着座にて失礼いたします。

まず、お手元 資料1の「赤穂市地域防災計画の改定方針（案）」をご覧ください。

1 ページ目の「改定の趣旨」についてであります。

現行の赤穂市地域防災計画は、近年の激甚災害に指定された全国各地の大規模災害を踏まえた教訓や課題、その後の災害対策基本法の改正等を踏まえた改定により、現在の計画となりました。

令和2年3月の改定後も全国各地において、激甚災害に指定された風水害の発生、令和4年3月の福島県や令和5年5月の石川県における地震、さらに令和6年1月の能登半島地震など大規模な災害が発生し、国では防災関係法令の改正、防災基本計画の修正等、新たな対策が行われています。

また、兵庫県地域防災計画においても随時修正が行われており、近年の大規模災害での教訓による修正等を行い、兵庫県水防計画も見直されています。

今回の赤穂市地域防災計画の改定は、このような背景を踏まえるとともに、市の防災事業や組織との整合、経年変化を踏まえ、地域防災計画を最新の内容とするために行うものです。

次に2 ページ目の「改定の方針」についてであります。

令和2年3月改定からの法律等の改正、災害対応の各種ガイドライン、兵庫県地域防災計画、近年の災害の教訓・知見を踏まえて現行計画の問題点を抽出・整理し、重点的に見直すべき事項を把握するとともに、改定方針を設定いたしました。

方針1 上位計画、防災関係法令等の反映としまして

災害対策基本法、災害救助法、水防法、土砂災害防止法、防災基本計画、防災に関する指針・ガイドライン等と兵庫県地域防災計画との整合を図る。

方針2 令和6年能登半島地震等の新たな災害の教訓や知見による修正としまして

避難所の生活環境向上、物資輸送体制、応援・受援体制、多様な主体と連携した支援等の修正を行う。

方針3 市の災害組織体制等の変更に伴う修正としまして

災害対策本部組織と最新の市組織との整合、事務分掌の見直しを行

う。

方針4 市の防災関連事業・計画、経年変化、関係機関の意見への対応と
しまして

赤穂市の防災関連計画等の修正等との整合を図る。また、庁内各課・
防災関係機関・防災会議委員・パブリックコメント意見を反映させる。
以上、4つの改定方針を設定いたしました。

次に、3ページ目の「地域防災計画の構成」についてであります。

赤穂市地域防災計画の目次構成は、現行計画を基本としますが、兵庫県地
域防災計画の項目を踏まえて詳細な見出しや構成等につきましては、兵庫
県地域防災計画との整合を図ることとし、これにより、重複記載の削減とと
もに、兵庫県地域防災計画との一貫性を確保いたします。

次に、4ページ目の「地域防災計画改定のポイント」についてでありま
す。改定の方針を踏まえた主な修正事項の中の重要なポイントについて、ご
説明させていただきます。

方針1の上位計画、防災関係法令等の反映に関する事項としまして

(1) 災害対策基本法及び施行令の改正への対応で

- ・災害時における円滑かつ迅速な避難の確保としまして、避難勧告・指
示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難
情報のあり方を包括的に見直し。
- ・避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計
画の作成について、市の努力義務として明記。
- ・広域避難を実施するため、災害が発生するおそれがある段階での自治
体間の協議、他の地方公共団体との応援協定の締結や運送業者等との
協定締結など。

また、緊急通行車両の事前確認としまして、指定行政機関等の車両また
は、指定行政機関等の契約・協定に基づき災害応急対策等を実施するため
に使用される車両は、災害発生時等の前においても緊急通行車両の確認を行
うことができることを追加。

(2) 国の防災基本計画の修正への対応で

6ページ目をご覧ください。令和6年6月修正の2 令和6年能登半
島地震を踏まえた修正としまして

- ・被災地の情報収集及び進入方策の車両や資機材の充実・小型化・軽量化無人航空機、SAR衛星、衛星インターネット等の活用、海路・空路を活用した道路啓開に向けた調整、道路管理者と生活インフラ事業者との連携強化。
- ・自治体支援の派遣職員が現地で自活できる資器材や装備品の充実、応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等のリスト化。
- ・避難所運営のパーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置、避難所における生活用水の確保、トイレカー等により快適なトイレの設置への配慮、高齢化の進展を踏まえた福祉的な支援の充実・明確化、保健医療福祉に係る支援者、JRAT、JDA-DAT等の明確化。
- ・物資調達・輸送の運送事業者等との連携による、物資輸送拠点の効率的な運営に必要な人員、資機材等の速やかな確保。

7 ページ目になりますが、〈その他各省庁における振り返り〉から、長時間継続する津波の見通し等に関する解説、より実態に即した液状化リスク情報の提供。

次に、令和7年7月修正の

2 その他の最近の施策の進展等を踏まえた修正で

岩手県大船渡市林野火災を踏まえた林野火災編の見直しとしまして広報・啓発等を通じた林野火災の予防の強化、地上・空中消火の連携による消火活動、車両・資機材の整備。

3 令和6年能登半島地震を踏まえた修正で

- ・被災者支援の充実としまして、避難生活における生活環境確保に係る取り組みの充実化、協定・届出避難所に係る情報の事前把握、キッチンカー・トレーラーハウス等の登録・データベース化、迅速なプッシュ型支援のための国の備蓄物資の分散備蓄。
- ・保健医療福祉支援の体制・連携の強化としまして、保健医療福祉活動チーム間の平時からの連携体制の構築、発災後速やかなDHET派遣、保険師等チームの充実・強化。
- ・官民連携や人材育成の推進としまして、国と全国域の災害中間支援組織JVODの連携、避難生活支援リーダーとサポーターの育成・確保、データベース化。
- ・消防防災力の充実強化としまして、消防団と多様な主体（自主防災

- 組織・防災士等)の連携、津波浸水想定を勘案した消防体制の整備。
- ・インフラ・ライフラインの復旧迅速化、代替性の確保としまして、多様な主体と連携したT E C - F O R C E支援活動の実施、上下水道一体での災害対応の実施、最優先復旧箇所の事前選定等、災害井戸・湧き水等の活用による代替水源の確保。
 - ・被災地における学びの確保としまして、8ページ目にまたがりませんが、被災地学び支援派遣等枠組みD - E S Tによる教職員の派遣。
 - ・防災D Xの加速としまして、新総合防災情報システムS O B O - W E Bや新物資システムB - P L oの利活用促進、研修・訓練の実施、防災I o Tシステムによる被災状況の迅速な共有、避難所開設時における全国共通避難所・避難場所I Dの報告。

(3) 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更への対応としまして令和7年7月の変更に基づく修正。

(4) 兵庫県地域防災計画の修正への対応としまして最新版(令和6年11月改定)の兵庫県地域防災計画に基づく修正。

(5) 林野火災の予防及び消火活動についての修正としまして赤穂市消防計画、防災基本計画第15編林野火災対策編等に基づき、空中消火を含む林野火災対策について修正。

方針2の令和6年能登半島地震等の新たな災害の教訓や知見による修正としまして

避難所の生活環境向上、物資輸送体制、応援・受援体制、多様な主体と連携した支援等について、防災基本計画、兵庫県地域防災計画に基づく修正。

方針3の市の災害組織体制等の変更に伴う修正としまして

市の災害組織体制及び災害対策本部事務分掌等の見直し及び整合。

方針4の市の防災関連事業等、経年変化、関係機関の意見への対応としまして

修正した市の防災関連計画等との整合、計画の実施主体である担当班・課・防災機関等の見直し、庁内各課・防災関係機関・防災会議委員・

パブリックコメント意見を踏まえた見直し。

赤穂市地域防災計画 改定方針（案）についての説明は、以上となります。

市長

事務局から説明がありましたように、多くの観点から検討が必要となること、また、計画の構成は現行計画を基本とするが、県計画との整合を図り、一貫性を確保するなど、説明がありました。

後ほど、地域防災計画の改定素案として事務局より説明を行う予定ですが、この資料について、何かお気づきの点やご意見、ご質問はございませんか。

（意見なし）

では、つづきまして、議事（２）赤穂市地域防災計画（改定素案）について事務局より説明願います。

事務局

それでは、ご説明いたします。

お手元、資料２の「赤穂市地域防災計画（改定素案）」をご覧ください。

先ほど、ご説明いたしました改定方針に基づき、防災基本計画及び兵庫県地域防災計画との整合はもとより、第１回、第２回と庁内照会を実施し、現行計画に修正を加えた資料が、お手元の赤穂市地域防災計画（改定素案）となります。

表紙をご覧ください。

修正箇所の表記方法の説明としておりますように、計画書の中で、

- ・二重下線の箇所は、法改正、国の防災基本計画、指針、ガイドライン、マニュアル、その他関連計画等により修正した箇所。
- ・下線の箇所は、兵庫県地域防災計画、指針、その他関連計画等により修正した箇所。
- ・破線下線の箇所は、本市の自然・社会条件の変化、組織体制、条例制定・改正、その他関連計画等により修正した箇所。
- ・点線の箇所は、その他修正した箇所。
- ・波線の箇所は、各課庁内調整結果により修正した箇所。

などと、線種を使い分けて表記しております。

委員皆様におかれましては、ご多用なところお手数をおかけいたします

が、改定素案をご確認いただきまして、ご意見等がありましたら、お手元、資料3の「赤穂市地域防災計画（改定素案）修正箇所等 提出様式」をご利用いただき、事務局までご意見の提出をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、会議後に、電子メールにより改定素案や提出様式をデータで提供しますので、ご活用をお願いいたします。

なお、期日につきましては、誠に恐縮ですが概ね2週間後の12月3日（水）を目途とさせていただきたいので、よろしくお願いいたします。

市長

委員の皆様には、地域防災計画は災害全般を網羅するといった性格を有していることや、国、県の上位関連計画も各種の災害教訓を踏まえ見直しを重ねられている状況などもご理解頂きまして、お手数をおかけすることになりますが、ご確認をお願いいたします。

また、このことについて、何かご意見、ご質問、お気づきの点がございましたらご発言のほど、お願いいたします。

（意見なし）

では、つづきまして、議事（3）計画改定に係るスケジュール（案）について事務局より説明願います。

事務局

お手元の「計画改定に係るスケジュール（案）」をご覧ください。

本日の第1回赤穂市防災会議以降につきましては、防災会議委員及び防災関係各機関等から頂いたご意見を反映した計画改定案のとりまとめを行ないまして、令和8年1月頃に、計画改定案に対するパブリックコメントを実施し最終案をとりまとめ、令和8年2月中旬に第2回赤穂市防災会議を開催させていただく予定としております。

その後、成案となった地域防災計画を、兵庫県へ事後報告等を行う予定となります。

計画改定に係るスケジュール（案）についての説明は、以上となります。

市長

スケジュール（案）について、何かご意見、ご質問、お気づきの点がございましたらご発言のほど、お願いいたします。

（委員からの意見なし）

(市長より質問)

パブリックコメントを実施するとのことですが、委員の方々へは通知されるのでしょうか。

事務局

委員の皆様にはパブリックコメントのタイミングでメール等により通知させていただきます。

市長

分かりました。

その他、ご意見など無いようですので、先程事務局より説明がありました、計画改定に係るスケジュール案に基づき、改定作業を進めていくということで、ご了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議がないようですので、事務局においては、遅滞なく改定に係る作業を進めていただくよう、お願いします。

これをもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

委員の皆様方におかれましては、長時間にわたり円滑な議事進行にご協力いただき、御礼を申し上げます。

今後の進行につきましては、司会にお返ししますので、後の進行をお願いします。

事務局

会長、ありがとうございます。

委員の皆様方におかれましては、円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございます。また、計画改定案のご確認など、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

では、以上で、本日の防災会議は、閉会いたします。皆様どうもありがとうございました。